

県議マネージャー 情報コーナー

「自治を担うこれからの地方議会・議員」—「議員報酬」「議員の任期」「議員定数」—
～市民ネットワーク千葉県 学習会より（7月16日）～

講師：江藤俊昭氏（山梨学院大学法学部政治行政学科教授）

専門分野：地域政治論、政治過程論

社会活動のヴィジョン：社会活動も、大学教員の重要な使命だと考えている。

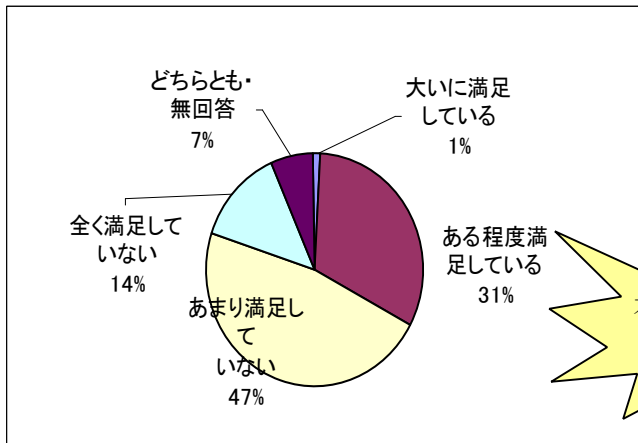
著書：図解 地方議会改革・自治を担う議会改革 他

他：議員力検定協会共同代表

日本の地方自治体は、二元代表制を取っています。

二元代表制とは、地方公共団体（執行機関）の長と議会（立法機関）の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度です。そして、執行機関と議会は、独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有しています。

【地方議会の現状アンケート（江藤講師資料 日本世論調査会 2006年12月結果より）】



自分達の選出した長・議員の地方議会の運営になぜ、こんなにも不満が多いのでしょうか。中には、あれこれ理由をつけて選挙にいかない人もいます。高投票率のなれば、議会も変わるのかなあ。

不満派は
60.5%



「議員報酬」 ボランティア議員＝一般の人は入りにくくなる。

富裕層か時間がある人だけの議員、

（しっかりとした議会であるなら）議員になることで生活手段を得る。

*未成熟な政治文化では、議員活動を明示して生活できる議員報酬（生活給）。

「議員の任期」 議員経験を生かした職につける → 固定化しない・多任期の議員は出て行ける

「議員定数」 討論できる人数（本議会中心：10～15名、委員会中心6～10名×常任委員会数）
千葉県の場合 6～10×8＝48～80名

現在の地方自治は立案から執行、評価まで 執行機関で行われているところが多く、議会扶養論まで出てくることもあり、議会改革に取り組む地方自治体も増えてきています。三重県では、平成15年から議会改革推進会議を設置し、議会改革に継続的に取り組んでいるようですが、県民と県議会の力点にずれがあり、二元代表制についての県民の低い認識と開かれた議会としてやるべきことはやっているが、伝える力も必要」というのが、諮問会議の指摘です。

通信などを配りながら分かってもらえるように伝えることの難しさを感じています。関心を持ってもらえるように伝えることも、私たちの大切な活動と思います。

